

松江市プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱

平成 25 年 3 月 29 日

松江市告示第 146 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市プロジェクト連携支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 製造業 日本産業標準分類（平成 25 年 10 月改定）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関（以下「中小企業者等」という。）で構成するグループ（当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。）をいう。
- (4) プロジェクト連携 課題を解決するための中小企業者等の連携をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市プロジェクト連携支援事業補助金
補助金交付の目的	企業グループでの自主的なプロジェクト連携に対し、必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者等の連携の促進を図り、もって市内の中小企業者の競争力の強化に寄与することを目的とする。
交付の対象である事業の内容	個社では解決困難な共同受発注、新製品・新技術開発、人材育成又は販路開拓の課題に対応するために企業グループで連携して取り組む研究、研修、勉強会等とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。

補助対象経費	<p>次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p> <p>(1) 共同受発注</p> <p>謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費を除く。))、専門家等招聘旅費)、委託費、会場費(展示会出展費を除く。)、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費(郵便代、運送代)、広告宣伝費</p> <p>(2) 新製品・新技術開発</p> <p>謝金(専門家等謝金)、委託費、会場費、備品使用料、研究費(分析・試験費、商標等権利取得費)、原材料・副資材費</p> <p>(3) 人材育成</p> <p>謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費を除く。))、専門家等招聘旅費)、委託費、会場費、備品使用料、資料購入費</p> <p>(4) 販路開拓</p> <p>謝金(専門家等謝金)、旅費(社員旅費(年1回、宿泊費を除く。))、専門家等招聘旅費)、委託費、会場費(展示会出展費を除く。)、備品使用料、印刷製本費、通信運搬費(郵便代、運送代(販売用商品輸送費を除く。))、研究費(分析・試験費、商標等権利取得費)、広告宣伝費、消耗品費(試飲試食資材費)、役務費(販売促進員等賃金)</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認める経費</p>
交付の率又は金額	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の交付は1年度につき1回限りとし、企業グループの構成員が同じである補助事業者への交付は3年を限度とする。</p>
補助事業者の範囲	<p>次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</p> <p>(1) 構成員の2分の1以上が市内に事業所を有する中小企業者等であること。</p> <p>(2) 市内に事業所を有する中小企業者が補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</p>
終期	令和6年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業グループの概要が分かるもの
- (2) 幹事選定報告書
- (3) 定款又はこれに準ずる規約、会則等
(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書
(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(読替規定)
- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則(平成26年3月28日松江市告示第98号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月29日松江市告示第146号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日松江市告示第95号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日松江市告示第126号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日松江市告示第144号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日松江市告示第75号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日松江市告示第 172 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日松江市告示第 433 号）

この告示は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、改正後の松江市中小企業プロジェクト連携支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日松江市告示第 232 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日松江市告示第 225 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日松江市告示第 248 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。